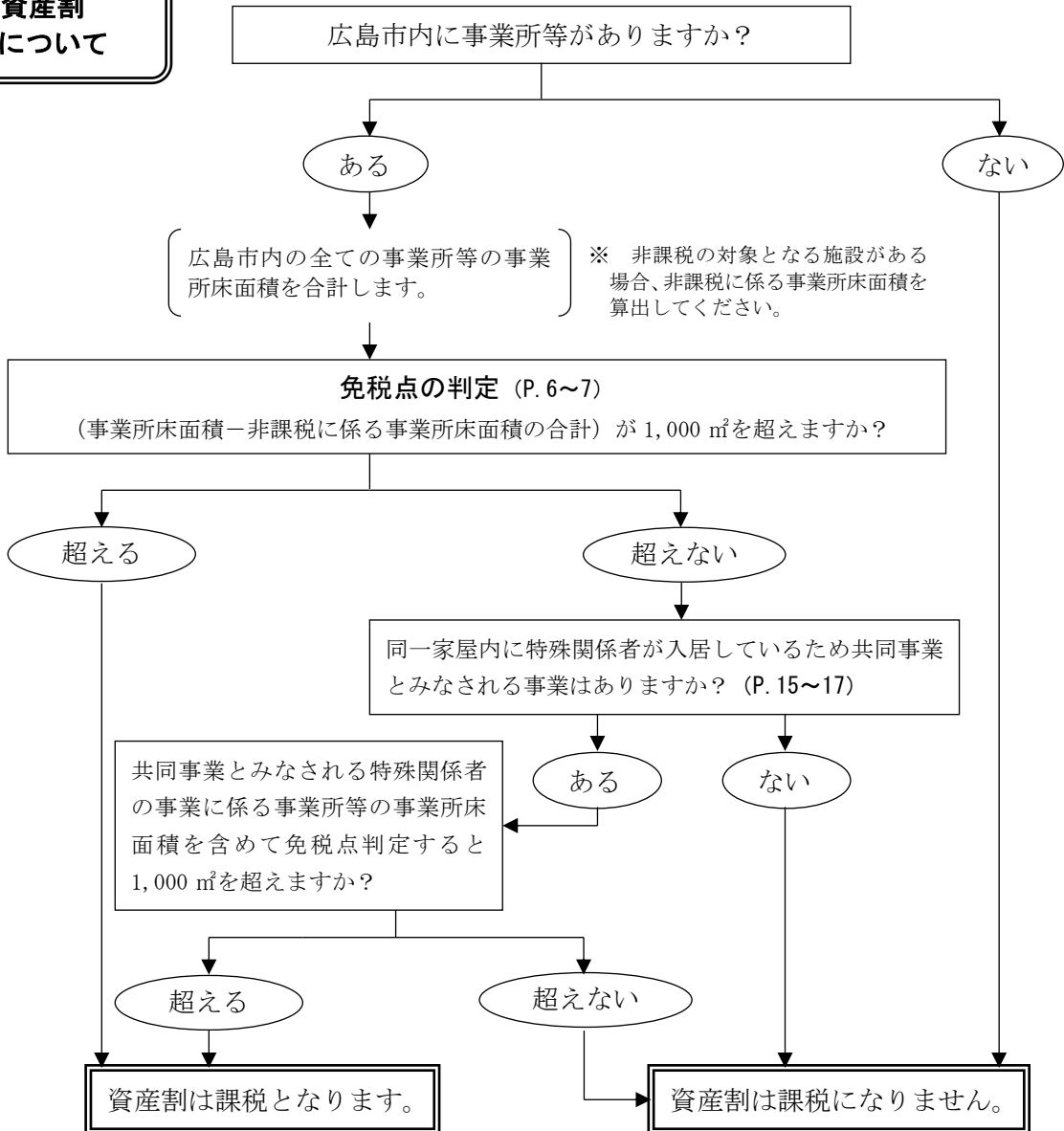


～ 申告のフローチャート ～

◎ 資産割
について



※ ただし、資産割が課税にならない場合でも、広島市内に所在する事業所床面積の合計が 800. m² を超えるとき等には、申告していただく必要があります。(P. 18)

次の算式で課税標準となる事業所床面積を算出します。

$$\text{事業所床面積} - \text{非課税に係る事業所床面積} - \text{控除事業所床面積}^{\text{注1}}$$

注1 控除事業所床面積は、課税標準の特例の対象となる施設に係る事業所床面積に控除割合を乗じて算出します。

注2 課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止した事業所等がある場合、新設又は廃止の区分に応じて月割計算を行ってください。(P. 9~11)

資産割額の計算 (課税標準となる事業所床面積×600円)

事業所税額の計算

(資産割額と従業者割額(次ページをご覧ください。)を合算してください。)

※100円未満の端数切捨
(法第20条の4の2第3項)

◎ 従業者割
について

